

上山市歯科医師会所属の歯科医院以外で受診される方へ

妊婦・パートナー歯科健診費用補助制度のお知らせ

上山市では、里帰り先の歯科医院や市外の歯科医院で妊婦・パートナー歯科健診を受けた方へ、健診費用の一部を補助しています。

【対象となる方】

下記のすべてに該当する方

- ▶ 上山市妊婦・パートナー歯科健康診査受診券を交付された方
 - ▶ 全額自己負担(保険適用外)で、妊婦・パートナー歯科健診を受けた方
 - ▶ 健診日当日、妊娠期間中で、上山市に住民票がある方
- ※パートナーの方も同じ条件で利用できます

【補助の内容】

「実際に支払った金額」または「上限 5,320 円」のいずれか低い方

【申請期限】

歯科健診を受けた日から6か月が経過した月の末日まで

【申請に必要な書類】

- ① 『上山市妊婦・パートナー歯科健康診査費の補助金交付申請書兼請求書』
市役所13番窓口を設置、又は、上山市ホームページよりダウンロード可。
- ② 領収書原本 (レシート不可)
「歯科健診」と記載されていて、
受診者氏名、健診年月日、健診費用、医療機関名の確認ができるもの
- ③ 受診結果が記載された、上山市妊婦・パートナー歯科健康診査受診票
又は、必要事項が記載された歯科健診結果が分かるもの
- ④ 申請者名義の通帳と印鑑 (シャチハタ不可、通帳は振込口座確認用)

【受診から補助金受け取りまでの流れ】

1. 予約 歯科医院に歯科健診の予約をします。
2. 当日 持ち物：受診票、問診票、母子健康手帳、マイナ保険証または資格確認証
健診前に、歯科医院に「歯科医療機関様へのお願い」のチラシをお渡しし、
健診を受けてください。
3. 健診終了後 申請に必要な書類をそろえ、期限内に市役所に提出してください。
➡市で申請内容の確認後、約1か月後に指定の口座へ補助金が振り込まれます。

【問合せ先・申請窓口】上山市健康推進課(13番窓口) 電話:023-672-1111(内線157)